

おおもり

令和5年11月20日発行 通巻第323号

法人ニュース

OOMORI CORPORATE ASSOCIATION NEWS VOL.7 2023.10.11.12



本門寺お会式の風景 撮影者:池上本門寺



よき経営者をめざすものの団体

公益社団法人 **大森法人会**

<https://www.tohoren.or.jp/oomori/>



この印刷物は、環境に配慮された原材料を使用し、リサイクルを考慮して製作されています。



INDEX

冬のカレンダー	2
大森みんなの広場	3
• ようこそ新しいお仲間	
• お出かけください	
顔	4
• 大森税務署長 遠藤 昌久 氏	
TAXインフォメーション	6
令和6年度税制改正提言	8
ひろば	10
役立つ情報のご案内	14
ジャストワンワード	15



「会式(えしき)」とは、各宗宗祖の命日に行われる法要行事全般を指す言葉でしたが、殊に池上本門寺のお会式は江戸時代より盛大な法要行事であったため、「お会式」というと日蓮聖人のご命日を指す言葉として広まりました。万灯行列の華やかさと講中の威勢の良さは、安藤広重の版画にも描かれています。

おおり法人ニュースの表紙写真を募集します！
大森のまちの魅力を再発見できる自然の風景や、街中をテーマにご応募お待ちしております。



冬のカレンダー

12月

12月の事業	
6日(水)	★新設法人説明会13時30分～16時30分
13日(水)	★決算法人説明会13時30分～16時30分
19日(火)	★決算書読み解きトレーニング 10時30分～12時00分
	【会場】いずれも法人会館研修室にて
check	12月の税務
	12/11 源泉所得税(11月分)納税
	※10月決算法人の確定申告と納税
	※2024年4月決算法人の中間申告と納税
	※社会保険料(11月分)納付
	※印の納付期限は2024年1月4日まで

1月

1月の事業	
11日(木)	★労務管理 基本の「キ」講座
17日(水)	★新年賀詞交歓会
24日(水)	★Chat GPT 超初心者向け入門講座
check	1月の税務
	1/10 源泉所得税(12月分)納税
	1/31 11月決算法人の確定申告と納税
	1/31 2024年5月決算法人の中間申告と納税
	1/31 社会保険料(12月分)納付

2月

2月の事業	
2日(金)	★ウィズコロナ時代の経営課題に克つ！ 徹底 財務改善講座
6日(火)	正副会長会11時00分～13時00分
7日(水)	★新設法人説明会13時30分～16時30分
14日(水)	★決算法人説明会13時30分～16時30分
21日(水)	★法人税見方・書き方講座①13時30分～16時30分
27日(火)	理事会16時00分～17時30分
28日(水)	★法人税見方・書き方講座②13時30分～16時30分
	【会場】いずれも法人会館研修室にて
check	2月の税務
	2/13 源泉所得税(1月分)納税
	2/29 12月決算法人の確定申告と納税
	2/29 2024年6月決算法人の中間申告と納税
	2/29 社会保険料(1月分)納付

★印のイベントは一般の方も参加できます。
詳しくは事務局03(3751)4484までご連絡ください。
※カレンダーの各開催要領は当会ホームページをご覧ください。

ようこそ 新しいお仲間

大森法人会
6月～9月 入会者(敬称略)



ハタヤオーケーエス(株) (製造業)

足立 卓郎

大田区昭和島1-1-5 (京昭地区・昭和島)

(株) マネージファイブ (飲食業)

池田 大祐



大田区山王2-8-26 東辰ビル3階 (山王第1地区)
<http://manage5.jp/>

大田区を中心に焼き鳥メインの居酒屋をやきとり倶楽部、炭屋五兵衛、樽屋という屋号で13店舗ほど経営させて貰っています。お近くにお越しの際は是非お立ち寄り頂ければ幸いです。これからどうぞ宜しくお願い致します。

(株) かんぼ生命保険南東京法人支店 (生命保険業)

毛利 弘

品川区北品川6-7-29
ガーデンシティ品川御殿山2階 (池上第1地区)
<https://www.jp-life.japanpost.jp/>



大森法人会様のエリア担当の、かんぼ生命保険の支店でございます。社員の皆様の福利厚生、退職金への備え等、お気軽にご用命くださいませ。経営理念の「いつでもそばにいる。どこにいても支える。すべての人生を守り続けたい。」を胸に、地域の皆様のお役に立てますよう、邁進してまいります。

(有) 浜川電装 (サイン工事)

吉村 成明

横浜市鶴見区下野谷町3-100-1 (区外)
<https://www.syuturyokuk.com/>



中沢乳業(株) (製造業)

中澤 謙次

大田区大森本町1-6-1 大森パークビル6F (大森北第2地区)
<https://www.nakazawa.co.jp/>



(株) 全国儀式サービス (サービス業)

伴 久之

大田区蒲田5-40-16 (区外)
<https://www.gishiki.co.jp/>



初めまして、株式会社全国儀式サービスと申します。10月から大森法人会に入会いたしました。弊社は企業・団体様の葬儀・終活と生活総合福利厚生制度の運営を行っております。大森法人会の会員の皆様もご利用できる制度です。これから顔を合わせる機会もあるかと思ひます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

Membership
データ

令和5年10月末現在
管内法人数 7,770社 大森法人会員数 1,418社

お出かけください

★法人税見方・書き方講座【全5回】

法人税確定申告書の注意事項をしっかりとマーク！
わかりやすくポイントを説明します！

【会場】大森法人会館 3F 研修室

- ① 2月21日(水) 13時30分～16時30分
- ② 2月28日(水) 13時30分～16時30分
- ③ 3月6日(水) 13時30分～16時30分
- ④ 3月13日(水) 13時30分～16時30分
- ⑤ 3月21日(木) 13時30分～16時30分

★Chat GPT 超初心者向け入門講座

AI技術を活用した自然言語処理ツールとして大人気のChat GPTについて超初心者でも安心して活用できるような基本事項をわかりやすく解説します！

【会場】入新井集会室

1月24日(水) 15時00分～17時00分

▲各開催要領は当会ホームページをご確認ください。

税金クイズ あなたの税知識は？



次の問題に番号で答えてください。

A 法人が前払費用の額で、その支払った日から1年以内に提供を受ける役務に係るものを支払った場合において、その支払った額に相当する金額を継続してその支払った日の属する事業年度の損金の額に算入しているときは、その支払時点で損金の額に算入することが認められるか。

- ① 損金算入が認められる。
- ② 損金算入が認められない。

B 適格請求書等保存方式の開始後一定の期間において、適格請求書発行事業者の登録がなければ免税事業者となる事業者について、仕入税額控除の金額を一定の金額とすることができる経過措置(2割特例)が設けられている。

- ① ○
- ② ×

C A社の従業員Bは、いわゆる共働きで妻は別の会社に勤務している。Bには長男と長女があり、いずれも高校生であるが、長男はBの扶養親族とし、長女については妻の扶養親族とすることは認められるか。

- ① 認められる。
- ② 認められない。

D 国税庁では毎年11月11日から11月17日までの一週間を「税を考える週間」とし、この期間を中心に様々な広報広聴施策を実施しています。このような取組は、昭和29年から「納税者の声を聞く月間」を設けたことに始まります。さて、納税思想の普及を目的に昭和3年、全国に先駆けて「納税デー」を実施した県はどこでしょう。

- ① 宮城県
- ② 愛知県
- ③ 福岡県

※ 答えは15ページに

遠藤 昌久

大森税務署長

法人会の皆様には、納税者と税務署をつなぐ オピニオンリーダーの力を期待しています

今年7月に大森税務署に着任された新署長・遠藤昌久さん。コロナ禍の苦勞から趣味のジョギング、法人会へのメッセージまで明快にお話くださいました。

ユニークな地域、大森へ着任して

大田区は初めての勤務ですので、この数か月は大森税務署管内のことを調べたり足を運んだりしました。非常に特色のある地域だなと感じました。工業や物流業の拠点である臨海部、大森駅を中心とした商業地域、そして住宅地域と、変化に富んだ興味深い町ですね。大田区のマークに大森区の「大」と蒲田区の「田」の文字が使われていることなども非常に面白いなあと思いました。

大田区というとモノづくりの町のイメージが強くなります。大森法人会さんをはじめ関係民間団体の皆様とお会いした際、お仕事のことをお聞きすると、「うちはこのものを作っているんですよ」と、とても嬉しそうに話してください、私も楽しくなります。

ただ、大田区の発表によれば、区内の工場数は昭和58年をピークに減少し続けており、当時9,100くらいあったものが平成28年には4,200くらい。これは「経済センサス」という調査結果で、今後、令和3年の数字が発表されると思いますが、さらに減っているだろうと思われる、なかなか厳しい状況ではあります。

今後も管内のこと、大田区のことをいろいろ勉強して、皆様方とたくさんお話していきたいと思います。

コロナ禍で苦勞した思い出

私は東京・多摩市の出身です。平成元年に東京国税局に採用となりました。平成28年7月に甲府税務署の副署長に就任するまでは国税庁、税務大学校、東京国税局、税務署を転勤してきました。前任は東京国税局課税一部の統括国税実査官という役職におりました。

令和2～3年に勤務した税務大学校では教務課長として研修カリキュラムをつくりました。ところがこの時期はコロナ禍の真っ最中で、小中学校や高校、大学も休校するなか、研修をどのように進めていくか苦勞しました。

税務大学校は国税職員の研修施設で新人をはじめ多くの職員が、簿記、税法、様々な法律など幅広く学んでいます。私たち税に携わる者は、常にブラッシュアップし、社会の動きに対応していかないと、納税者の方々にご納得いただく税務行政を遂行できません。コロナ禍でも研修を継続するため、タブレットを調達して、オンラインと集合研修のハイブリッド研修を確立しました。

実は私が大学時代に目指したのは高校の教師でした。就職活動をした時期はバブルの絶頂期で学生には多くの選択肢がありました。しかし私は大学3年生で財政学のゼミを受講し、税制改正について深く触れ、強く関心を持って国税専門官を目指すことにしました。

親切・丁寧、そして「ATMG」

「正直者には、尊敬の的、悪徳者に畏怖の的」。これは昭和24年、国税庁開庁式でGHQ内国歳入課長のハロルド・モス氏が贈った言葉です。多くの正直で真面目な納税者には親切・丁寧なサービスを提供して、不正を企てる者には厳正な姿勢で臨むべきという意味で、我々税務職員の仕事に対する姿勢を示しています。

私が大森税務署に着任したとき職員に伝えた言葉のひとつが「納税者への対応は常に納税者目線で親切・丁寧に行うこと」でした。私たちの仕事は専門用語が多いので、言葉の使い方を丁寧にわかりやすくするよう意識しなければなりません。その一方で、悪質な納税者には毅然と対峙する。国税庁の使命は「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことで、そのためにも適正公平な課税・徴収の実現を図ることが大切と常々思っています。

着任時に話したもうひとつの言葉は「ATMG」というアルファベット4文字。A＝明るく、T＝楽しく、M＝前向きに、G＝元気よく働いてほしいとの意味です。

趣味も絆も継続は力なり

国税局・税務署にはサークルもあり、職員間の横のつながりを大切にしています。野球大会や税務署対抗駅

顔

人に顔あり、街にも顔あり

今号の顔は何を語るか…



伝大会などがあります。私も趣味で走っています。走るときのテーマは「がんばらない、無理をしない」です。

私の好きな言葉に「継続は力なり」があります。走ることも、以前は三日坊主で妻に呆れられていたんですけれど、ある時期、健康診断の数値に好ましくないものがあり、無理せず続けることにしました。今日は3km、今日は5km ……と徐々に距離を延ばすうちフルマラソンも走ることができるようになりました。最近、マラソンほど負荷をかける走り方をしませんが、春は目黒川の桜、初夏はアジサイのきれいな場所を選んで楽しんでいます。

我が家は妻も子どもたちもスポーツが好きで「アスリート一家」なんて言われています。夫としての私は落第生だと思いますが、ささいなことでも「ありがとう」と感謝の言葉を伝えるように意識しています。

大森法人会の皆様へ

法人会は「良き経営者を目指すものの団体」として、納税意識の向上と企業経営および社会の健全な発展に貢献をされておられます。とくに大森法人会は他会に先駆け公益法人化され、モデルケースとして他の法人会の指導もなさるなどその功績は大きいと聞いています。

近年の税務行政としてはこの10月から本格化されるインボイスをはじめ内部事務センター化、税務行政全体のDX化などさまざまな課題を抱えています。これらを円滑に進めるには皆様のご協力が欠かせません。また大森法人会は本年6月の役員改選で若返りを図られたとも聞いています。私どもとしても非常に心強く、これからも会員相互の親睦を深めて、正しい税知識の普及と納税意識の高揚にご協力いただきますとともに、適正公平な税制確立のため納税者と税務署をつなぐオピニオンリーダーとして税務行政への忌憚のないご意見をお聞かせいただければと思っています。

法人会は地域に根差した団体であり、その地域の特色と伝統を守り、社会全体の発展のためにご活躍されることを祈念しております。私どもとしましても法人会の皆様と緊密なコミュニケーションをはかり相互理解を一層深められるよう努めてまいりますので今後ともどうぞよろしくお願いいたします。



▲ イータ君(国税庁e-Taxキャラクター)とのツーショット

■プロフィール

遠藤 昌久(えんどう まさひさ)
東京都出身 世田谷区在住

- 平成元年4月
東京国税局 採用
- 平成28年7月
甲府税務署 副署長
- 平成30年7月
川崎北税務署 副署長
- 令和元年7月
税務大学校 研究部 教授
- 令和2年7月
税務大学校 教務課長
- 令和4年7月
東京国税局 課税第一部 統括国税実査官
- 令和5年7月
大森税務署長

(インタビュー)

- ・ 矢野口智一
- ・ 石井 幸恵
- ・ 縣 伸幸
- ・ 中西 亮
- ・ 佐藤 雅也
- ・ 安野 徹洋

(文)

- ・ 谷村紀久代

9月29日 大森税務署にて



電子帳簿等保存制度の概要

- 電子帳簿等保存制度は、税法上保存等が必要な「帳簿」や「領収書・請求書・決算書など（国税関係書類）」を、紙ではなく電子データで保存することに関する制度です。
- 記録の改ざんなどを防止する観点から、保存時に満たすべき一定の要件が電子帳簿保存法で定められています。

① 電子帳簿等保存【希望者のみ】

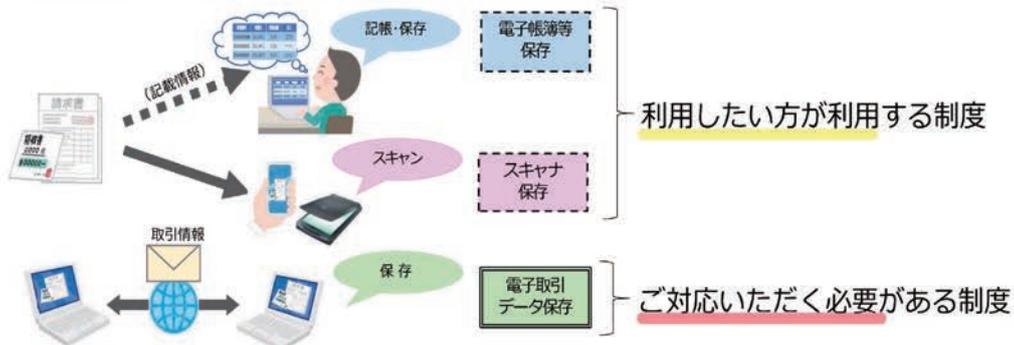
ご自身で最初から一貫してパソコン等で作成している帳簿（会計ソフトで作成している仕訳帳等）や国税関係書類（パソコンで作成した請求書等の控えや決算書等）については、プリントアウトして保存するのではなく、一定の要件の下で電子データのまま保存等ができます。〔平成10年度税制改正で創設〕

② スキャナ保存【希望者のみ】

決算関係書類を除く国税関係書類（例：取引先から受領した紙の領収書・請求書等）については、その書類自体を保存する代わりに、一定の要件の下でスマホやスキャナで読み取った電子データを保存することができます。〔平成17年度税制改正で創設〕

③ 電子取引データ保存【法人・個人事業者は対応が必要です】

申告所得税・法人税に関して帳簿・書類の保存義務が課されている者は、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データをやりとりした場合には、一定の要件の下でその電子データ（電子取引データ）を保存しなければなりません。〔平成10年度税制改正で創設〕



もっと詳しく…

電子取引データ保存について

申告所得税・法人税に関して帳簿・書類を保存する義務のある方が、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データをやりとりした場合には、その電子データ（電子取引データ）を保存しなければなりません。

どのようなデータの保存が必要なの？

- ・ 紙でやりとりしていた場合に保存が必要な書類（注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書など）に相当するデータを保存する必要があります。
- ・ あくまでデータでやりとりしたものが対象であり、紙でやりとりしたものをデータ化しなければならない訳ではありません。
- ・ 受け取った場合だけでなく、送った場合にも保存する必要があります。

どのように保存する必要があるの？

- ・ 改ざん防止のための措置をとる必要があります。
- ・ 「日付・金額・取引先」で検索できる必要があります。
- ・ ディスプレイやプリンタ等を備え付ける必要があります。

※ 保存するファイル形式は問いませんので、PDFに変換したものや、スクリーンショットでも問題ありません。

もっとくわしく知りたいときは？

電子帳簿保存法の取扱通達・Q&A・説明動画などを国税庁ホームページの「[電子帳簿等保存制度特設サイト](#)」に掲載しています。

こちらから特設サイトにアクセスできます



法人会の「令和6年度税制改正に関する提言」(要約)

健全な経営に取り組む企業に実効性ある支援を!

法人会は令和6年度税制改正実現を求める提言をまとめ、今後の政府や関係諸官庁に要望活動を展開していきます。

今政府が提唱する少子化対策や防衛力を担う財政論を先送りする現状にあり、財政規律を毀損させかねない実情にあります。

法人会は、速やかに2025年度の基礎的財政収支の黒字化を確実に達成するとともに、「財政健全化の徹底を図れ」と強く提言しています。



I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

○歳出だけを先行させ、財源論を置き去りにする手法は財政規律を決定的に毀損させかねない。まずは2025年度の基礎的財政収支(プライマリーバランス=PB)黒字化目標を確実に達成せねばならないが、その後の財政健全化の議論も並行して開始する必要がある。その際には財政規律を確立するための新たな健全化目標や実効性を担保できる財政運営手法が欠かせない。

1. 財政健全化は国家課題であり、本格的な歳出・歳入の一体改革を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
2. 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府による過剰な依存が主因とはいえ、日銀の国債保有は異常に高い水準に達しているほか、株式市場でも市場機能を歪めかねない存在となっている。このため、日銀は長短金利操作(イールドカーブ・コントロール)の修正によるゼロ金利政策の一層の柔軟化に乗り出している。今後の金融政策は正常化に向かうとみられるが、その際には政府と日銀が健全な関係を構築し、市場の動向を見極めながら副作用を最小限に抑えるよう細心の政策運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- 「中福祉・低負担」のいびつな構造を「中福祉・中負担」に改革する。具体的には適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制する。
- 社会保障の基本は「自助」「公助」「共助」であり、その役割と範囲を不断に見直すことが重要であり、その際には公平性の視点が欠かせない。とりわけ、医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

○医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。また、都市と地方、診療科間の公平性を確保するために診療報酬(本体)の配分等を見直すとともに、政府の新目標であるジェネリック普及率「全ての都道府県で80%以上」を達成した後も、その供給体制の在り方を含め議論する必要がある。

3. 行政改革の徹底

- 行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが肝要である。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。
国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

- 中小企業は地域経済と雇用の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。モラルハザードの誘発には注意しなければならないが、健全な経営に取り組んでいる企業が立ちゆくよう実効性ある支援をすることは、政府の責任であり義務といえよう。

2. 法人税関係

- 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
- 租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。
 - ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。
 - ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それ

が直ちに困難な場合は、令和6年3月末日となっている適用期限を延長する。

3. 事業承継税制関係

○我が国企業の大半を占める中小企業は、先に指摘したように地域経済や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。

1. 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

2. 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたが、特例承継計画の提出件数は伸び悩んでおり、政府は制度の検証を行う必要がある。

また、特例承継計画の提出期限は1年間延長され、令和6年3月末日までとなっているが、コロナ禍からの完全回復には時間がかかるうえ、エネルギー価格が高止まりしているなど、中小企業を取り巻く環境は依然厳しい状況にある。特例承継計画の提出期限等の延長を求めるとともに、事業承継がより円滑に実施できるような措置を求める。

3. 取引相場のない株式の評価の見直し

4. 消費税関係

○政府は、軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば制度の是非を含めて見直しが必要である。

1. インボイス制度の導入にあたり、国は事業者混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担を軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。

2. 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる

対策を講じる必要がある。

3. インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するため、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。システム改修や従業員教育などについて、中小企業に対する特段の配慮が求められる。

Ⅲ 地方のあり方

○地方活性化戦略では、地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化策を策定し地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していかねばならない。また自治体側は自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行するなど、自立・自助を基本理念とすることが肝要である。

Ⅳ 震災復興等

○これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保などに対し実効性ある措置を講じるよう求める。

近年、熊本をはじめとした強い地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。

Ⅴ その他

1. 納税環境の整備

2. 環境問題に対する税制上の対応

政府は、2050年までに温室効果ガスの排出を実質的にゼロにする「カーボンニュートラルの実現」を目指し、その中間に位置する2030年に2013年度比で「46%削減する」との目標を国際公約として打ち出している。

令和5年5月にはGX推進法が成立し、「GX経済移行債」を発行して脱炭素化に向けた民間投資を進めるとともに、その償還財源として二酸化炭素の排出量に応じて企業に負担を求める「カーボンプライシング」が導入された。一方で、エネルギー価格は高止まりしており、家庭、企業における負担感が高まっている。原発の再稼働や稼働期間の延長等を含めたエネルギー問題のあり方について、積極的に検討を行う必要がある。

3. 租税教育の充実



● 第1支部 大森第4小学校「水遊び大会」

日時▶7月15日(土)
場所▶大森第4小学校 校庭
参加人数▶205名



新型コロナウイルスの影響は学校生活にも大きな影響を与えていましたが、5年ぶりの開催となった「水遊び大会」では子ども達の楽しそうな歓声が校庭中を満たしました。これからまた恒例の行事となって行くでしょう。

● 第6支部(新神青卸地区)インボイス制度特別研修会

日時▶8月4日(金) 場所▶大田市場事務棟9階会議室
参加人数▶44名
講師▶大森税務署 法人課税第一部門 宇佐美 上席国税調査官



宇佐美 上席

インボイスの基本的知識だけではなく、事前質問を募る事で、参加者の疑問についてよりわかりやすい解説を頂く事が出来ました。今後は電子帳簿保存法についても研修会を開催していきたいと思います。

● 第2・5支部 合同納涼会

日時▶8月4日(金) 場所▶羽田エクセル東急
参加人数▶22名

今年度から本格的に各支部の行事が再開され、第2支部・第5支部合同での納涼会を開催いたしました。支部同士の交流を深めることができました。ビンゴ大会も大盛況でした。





● 委嘱状伝達式

日時▶8月18日(金) 場所▶法人会館研修室
参加人数▶45名

本年度は役員改選があり法人会館で委嘱状伝達式が行われました。第1部では齊藤会長より、役職者を代表して各支部・地区、委員会委員に委嘱状が渡されました。第2部では佐藤組織委員長より「仲間づくり」運動について協力の要請がありました。また日頃より法人会活動にご尽力いただいている、大同生命保険(株)品川営業部 諸永部長より法人会経営者大型総合保証制度普及拡大の要請がありました。第3部役職者交流会では名刺交換・意見交換等、大変に盛り上がりました。



● 第2支部 梅屋敷流し踊り大会

日時▶8月25日(金)
場所▶梅屋敷商店街
参加人数▶200名

夕方の商店街に多くの子どもたちが集まり税金クイズに参加して頂くことができました。

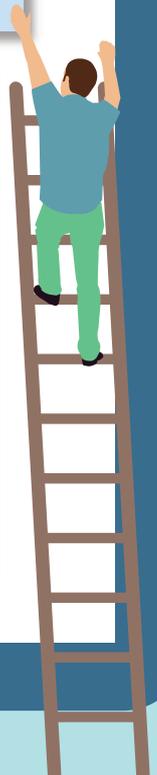


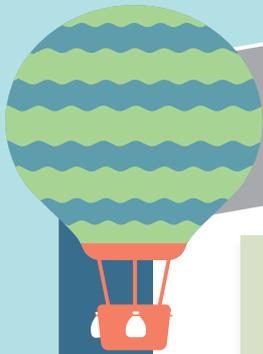
● 第18回 池上まつり

日時▶8月27日(金)
場所▶池上会館
参加人数▶250名



第4支部・地区役員の協力を得て、4年ぶりの開催となる「池上祭り」参加。法人会コーナーは「劇団みるき〜うえい」による本格派ミュージカル「ピノキオ」を子どもたちに披露しました。会場前ではイータ君とともに「税の使われ方」「税の大切さ」をPRできました。





役立つ情報と話題を現場からお届けします…

● 役職者 一泊研修会・交流会

日時▶9月8日(金)・9日(土) 場所▶伊豆長岡温泉京急ホテル会議室 参加人数▶24名



● 昨年より再開した役職者一泊研修会、参加者も少し増えました。今後更なる参加者増加を期待しております。

● 第一部の研修会では当会の縣事務局長より「大森法人会について」、「公益法人制度について」と題し研修をしました。

● 二部の交流会ではおいしい食事に会話も弾み役員同士交流を深めることができました。

● 青年部会 研修会

日時▶9月21日(木)

場所▶法人会館研修室

参加人数▶16名

講師▶山本 ゆう子氏

● 身体の構造を「知識」として得て「意識」することで健康で楽な動きがわかる「関節調律セミナー」を開催しました。ゴルフの飛距離UPが期待できそうです！





● 青年部会 家族交流会

日時▶9月23日(土) 場所▶屋形船 大江戸 東京湾クルーズ
参加人数▶25名

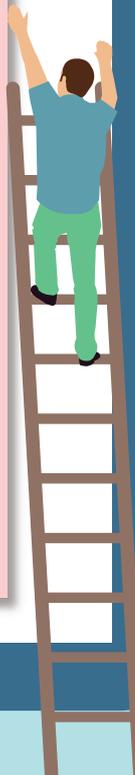
今年も青年部会恒例の家族交流会を無事に行うことが出来ました。海風は少し肌寒く感じましたが船内は大人も子どもも大盛り上がりで暑いくらいでした。



● 女性部会 施設見学会

日時▶10月11日(水)
場所▶(株)日本フードエコロジーセンター⇒熊澤酒造(株)⇒寒川神社
参加人数▶17名

女性部会では「食品ロス」削減の取組みについて知識を深めるため全国の食品工場や提携した食品排出事業者からの売れ残り食品を回収し、養豚のリキッド飼料に再生させている「(株)日本フードエコロジーセンター」の工場視察を行いました。自分たちに出来る「無駄のない食生活」を見直すきっかけになりました。その後、熊澤酒造・天青でランチをいただき、寒川神社でご祈祷を受け帰路に着きました。



都税がスマホ決済アプリで納付できます

- 💡 いつでもどこでも簡単にスマホで納税ができます。
- 💡 納付書のバーコードを読み取るだけで納税ができます。
- 💡 手数料はかかりません。



納税方法

スマートフォン決済アプリの「請求書の支払いサービス」を使用して、納付書のバーコードを読み取ることで納税することができます。

納税できる主な税目

個人事業税、不動産取得税、自動車税種別割、固定資産税・都市計画税(土地・家屋)、固定資産税(償却資産)の定期課税分及び随時課税分

1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書(バーコードがあるもの)に限ります。

注意事項

■領収証書は発行されません。
領収証書が必要な方は、都税事務所・金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納税してください。

■納付手続完了後に、納付を取り消すことはできません。

■事前に登録及びチャージをする必要があります。
※PayB、モバイルレジ及び楽天銀行アプリについては、お支払になる口座に納税金額をご準備ください。
※PayPayでのご納税において、本人確認前のチャージ金のご利用できなくなりました。お支払の際には、本人確認後にチャージする必要があります。

■バーコードのない納付書や汚損によりバーコードが読み取れない納付書はお使いいただけません。

主税局HPで詳細をご確認の上、ご利用ください。

納税できるアプリ



※地方税統一QRコード(eL-QR)のある納付書については、スマートフォン決済アプリでeL-QRを読み取ることで納付できます。利用できるスマートフォン決済アプリは地方税共同機構HPをご覧ください。(QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。)

※車検を受ける運輸支局等の窓口で自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことが可能となったため、車検時に納税証明書の提示が省略できます。車検用の納税証明書が必要な方は、納税の約1週間後に都税事務所等に申請してください。

主税局HPの「AIチャットボットサービス」でも疑問にお答えします。

詳細は

主税局 スマホ

検索

東京都主税局
ホームページ





◆「物事」それはほとんどの場合、自分の思った通りには進みません。自分にとって都合のいい結果にならないと、どうしても感情的になったり、ストレスを感じたりするものです。自分の都合のいい結果にはならないことを初めから分かっているのであれば、そこまで感情的にもストレスにもならず済むのです。それが「心の備え」というものかと思います。お茶を一杯、またはコーヒーを一杯、心をどうかお平に。(広報委員 佐藤 雅也)

◆「健康経営優良法人認定を目指しているんだよね。」健康志向が高まっている昨今、お客さまからもこのようなお声を聞く機会が増えたように感じます。大同生命では法人会の厚生企業として中小企業の皆さまの経営支援にも携わらせていただいております。健康経営優良法人認定のお手伝いもしています。そのツールのひとつであるKenco Support Program (KSP) アプリを活用してのウォーキングキャンペーンが10月の1ヶ月間絶賛開催中。青年部会全国対抗戦も並行して開催しており青年部の皆さんもいつも以上に歩数を意識して沢山歩いています！1人でジムに通うのもいいですがチームを編成して皆で楽しく盛り上がりながら健康になれるメリットは大きいと感じながら今日も8000歩目指して頑張ります。(広報委員 山口 由仁)

今回も
全問正解
ですよネ



税金クイズの答え



- A ① 前払費用とは、法人が一定の契約に基づき継続的に役務の提供を受けるために支出した費用のうち、その事業年度終了の時ににおいてまだ提供を受けていない役務に対応するものをいい、原則として、支出した時に資産に計上し、役務の提供を受けた時に損金の額に算入します。
- しかし、前払費用の額のうち、その支払った日から1年以内に提供を受ける役務に係るものを支払った場合において、その支払った額に相当する金額を継続してその支払った日の属する事業年度の損金の額に算入しているときは、「短期前払費用」として支払時点で損金の額に算入することが認められます。
- B ① 適格請求書等保存方式の開始後一定の期間において、適格請求書発行事業者の登録がなければ免税事業者となる事業者について、負担軽減を図るため、令和5年度税制改正により事業者の仕入税額控除の金額を一定額とする経過措置(2割特例)が設けられました。
- C ① 同じ世帯に所得者が2人以上いる場合には、同一人をそれぞれの所得者の控除対象配偶者や扶養親族として重複して申告しない限り、どの所得者の扶養親族等としても差し支えありません。
- D ③ 昭和3年11月、福岡県は全国で最初の「納税デー」を実施しました。納税思想の普及・宣伝を図り、納期限を周知させて税の滞納を防止することが目的でした。地租や所得税は市町村が徴収することになっていましたが、最初ということで福岡県が主唱し、それに市町村や税務署が連携する形で納税宣伝が行われました。



Government Educational Loans

国の教育ローン

あなたの“未来”応援します。

ご入学前のまとまった
費用の準備が可能

固定金利
長期返済が可能

40年以上の取扱実績

ご融資額

350万円以内

お子さま
1人あたり

ご相談・お問い合わせは

教育ローンコールセンター

受付時間 月～金 9:00～19:00

ハロー コール

0570-008656

ナビダイヤル

※土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月31日～1月3日)はご利用いただけません。ナビダイヤルがご利用いただけない場合等は、03-5321-8656におかけください。





CLOSE UP

ご存知ですか



企業の税務コンプライアンス向上のために

国税庁後援

自主点検チェックシートをご活用ください!

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。法人会では、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート・ガイドブック」を作成いたしました。企業の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひご活用ください。



○ 点検結果記入表 (3月31日点検分)

点検担当者: 法人 太郎

項目番号	点検結果	改善方針
18	確認したところ遅延が1件あった。	売掛金の回収不能を防ぐため、取引先に遅延の理由を確認するようにした。

○ 点検項目チェック表

科目等	点検項目	II 貸借関係 (資産科目)			
		3/31	3/31	3/31	3/31
現金 小切手 受取手形	12 手許現金と帳簿の残高は一致していますか。	○	○		
	13 現金、小切手による高額又は予定外(緊急)の支払いは、その理由が明らかにされていますか。	○	○		
	14 現金(通帳)と帳簿の残高は一致していますか。	○	○		
売掛金 未収金	15 受取手形の現物と補助簿(受取手形記入簿)は定期的に照合されていますか。	○	○		
	16 補助簿(売掛一覧表)と得意先に対する請求残高は一致していますか。	○	○		
	17 残高がマイナスになっている得意先については、その理由が明らかにされていますか。	○	○		
	18 回収が遅延しているものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	X		
	19 入金条件(決算日、決算半段)に変更があるものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	○		

「自主点検チェックシート」は社内体制のほか、貸借関係や損益関係等に分かれ、全部で83の点検項目があります。また、企業規模や業種に関わりなく企業のカバランス確保に必要な基本事項を40項目選定した「入門編」もあります。点検結果が「X」であった項目については、その内容を「点検結果記入表」に記入し、代表者に報告します。代表者は点検結果に基づき、今後の改善方針を決めます。

お問い合わせ先

公益社団法人大森法人会

電話番号 03-3751-4484

URL <https://www.tohoren.or.jp/oomori/>

従業員の退職金準備は

東法連特定退職金共済制度

東法連特定退職金共済制度が選ばれる7つの理由!

- その1 東京都内の事業所であれば企業規模を問わず加入できます
- その2 従業員のための退職金を計画的に準備できます
- その3 掛金は1人月額1,000円から30,000円まで設定できます
- その4 掛金は全額損金または必要経費に算入でき給与所得にもなりません
- その5 退職一時金は退職所得控除の対象になります
- その6 ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます
- その7 簡単な申込手続で加入できます

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となって1977年に財団法人として設立され、2012年10月に東京都知事の公益認定を受けて公益財団法人に移行しました。
- 所得税法施行令第73条に定められた「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けて共済事業を行っています。現在、約4,700社の事業所の皆さまにご利用いただいています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、2021年10月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企F-2021-0003(2021年10月27日)P6965

資料請求・お問い合わせは

TTK 公益 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03)3357-1641 FAX (03)3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp/>